

質 問 回 答 書

1. 入札予定日：令和7年11月6日～11月10日

2. 工事等の番号：災害関連緊急治山

3. 工事等の名称：災関治第1号 災害関連緊急治山工事

4. 工事等の場所：東蒲原郡阿賀町日出谷地内

5. 質問事項（質問者）

※ 具体的に記入すること

1. 大型フトン籠工（A）（施工 第0-0043号内訳表）で計上されている玉石又は割栗石150～250mmと山腹コルゲートフリューム据付（施工 第0-0047号内訳表）及びプレキャスト集水桝据付（山腹）（施工 第0-0049号内訳表）で計上されているクラッシャーラン40mmは、ともに「見積り単価」と記載されていますが、石材と同じ数量で片道距離17.5kmのダンプトラック運搬費が計上されています。

見積単価が道路渡し単価の場合、見積単価に現場までの運搬費が含まれていると思われますが、片道距離17.5kmは、どの区間の運搬を想定していますでしょうか？

2. 当該治山工事の分類は山腹工事であるため、法面工（職種）が主体となっていない以下の作業（工種）は、山林砂防工が適用されるのではないのでしょうか？

1) 法切工（人力施工）（施工 第0-0001号内訳表）

2) 足場工／鉄筋挿入工（施工 第0-0041号内訳表）

※以降発注者記入欄

6. 受付日：令和7年10月28日

7. 回答事項

1. 質問事項について確認した結果、大型フトン籠工(A)、山腹コルゲートフリューム据付及び、プレキャスト集水桝据付(山腹)において計上している石材(玉石又は割栗石 150 mm～250 mm、クラッシャーラン 40 mm)の見積り単価は道路渡し単価であるため、別途計上している石材のダンプトラック運搬(片道距離 17.5km)は二重計上となっていました。
これについて、契約後の変更契約時に削除します。
2. 山林砂防工の適用条件を確認した結果、法切工及び足場工(鉄筋挿入工)は、山林砂防工の適用条件を満たしていました。
これについて、契約後の変更契約時に職種、普通作業員を山林砂防工に変更します。

8. 問合せ先：新潟地域振興局津川地区振興事務所 総務課総務係 0254-92-4748